

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. インサイダー取引規制における子会社及び連動子会社に係る軽微基準の創設

いわゆるインサイダー取引規制の対象となる「業務等に関する重要事実」のうち、子会社及び連動子会社の解散について一定の軽微基準を設ける（第52条第1項第5号の2、第2項第5号の2）。

2. その他

プロ向け市場の制度の創設に伴い、所要の規定の整備を行う。